

第四百七十七回
会

参議院国土・環境委員会會議録第十号

平成十二年四月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月五日

辞任 森下 博之君

補欠選任 坂野 重信君

四月十二日 羽田雄一郎君

岡崎トミ子君

辞任 脇 雅史君

補欠選任 陣内 孝雄君

四月十三日 脇 雅史君

補欠選任 陣内 孝雄君

四月十七日 陣内 孝雄君

補欠選任 脇 雅史君

辞任 岩佐 恵美君

補欠選任 吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長

石渡 清元君

理事

市川 一朗君

委員

田村 公平君

委員

福田 哲郎君

委員

高野 博師君

委員

緒方 靖夫君

委員

上野 公成君

委員

太田 豊秋君

委員

末広まきこ君

委員

月原 茂皓君

委員

山下 善彦君

委員

北澤 俊美君

委員

佐藤 雄平君

委員

吉川 春子君

国務大臣

建設大臣

大淵 絹子君

政務次官

奥村 展三君

建設政務次官

中山 正暉君

事務局側

加藤 卓二君

常任委員会専門員

杉谷 洸大君

本日の会議に付した案件

○河川法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石渡清元君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五日、羽田雄一郎君及び森下博之君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君及び坂野重信君が選任されました。

また、昨日、岩佐恵美君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君が選任されました。

○委員長(石渡清元君) 河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中山建設大臣。

○国務大臣(中山正暉君) ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

一級河川及び二級河川の管理につきましては、国または都道府県が行うことが原則となっております。しかしながら、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、町づくりや地域づくり

の中心主体であり、住民に最も身近な行政主体である市町村が河川管理に一層参画できることとする必要があります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、指定都市の長が、指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間について河川の管理を行うことができる制度を導入することといたします。

第二に、市町村長が、指定区間外の一級河川について河川工事または河川の維持を行うことができるようにすることといたします。

その他、これらに関連いたしまして関係規定の整備を行うことといたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回、来る二十日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十二時二分散会

四月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、デポジット制度の導入に関する請願(第一〇六一号(第一〇六二号))

第一〇六一号 平成十二年三月二十八日受理

デポジット制度の導入に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町鬼津二、一三

紹介議員 〇 室井百人 外千九百九十七名

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第一〇六二号 平成十二年三月二十八日受理

デポジット制度の導入に関する請願

請願者 福岡県宗像郡津屋崎町宮司一、五

六〇ノ二七 大淵悟 外千五百九十九名

紹介議員 弘友 和夫君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第十條」を「第十條第一項若しくは第二項」に改める。

第九條に次の三項を加える。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち建設大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合にお

いて、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用については必要な技術的読替は、政令で定める。

第十條に次の三項を加える。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用については必要な技術的読替は、政令で定める。

第十六條の三第一項中「指定区間内の一級河川及び二級河川について、第九條及び第十條を、第九條第五項及び第十條第二項の規定による場合のほか、第九條第一項及び第二項並びに第十條第一項に改める。

第三十二條第四項中「建設大臣の下に」又は指定都市の長を加え、「すみやかに」を「速やかに」に、「統轄」を「統括」に改める。

第三十六條中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定都市の長は、水利使用に關し、第九條第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三條又は

第二十六條第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第七號を削り、同項第一号中「第十條を」第十條第一項及び第二項、同条第三項において読み替えて準用する第九條第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)及び第四項に改め、「第三十一條第二項の下に、第三十二條第四項を、

「第三十六條第二項の下に」及び第四項を、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同項第二号中「指定区間内の一級河川及び二級河川に關して」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十二條第四項及び第三十六條第三項の規定により、指定区間内の一級河川に關して指定都市が処理することとされている事務(第九條の三第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第九條第一項中「都道府県の下に」若しくは指定都市を加え、同条第二項中「都道府県」を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七號)の項第一号イ中「第十條を」第十條第一項及び第二項、同条第三項において読み替えて準用する第九條第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)及び第四項に改め、「第三十一條第二項の下に、第三十二條第四項」を、「第三十六條第二項の下に」及び第四項を、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同号口中「指定区間内の一級河川及び二級河川

に關して」を削り、同号口中「を」とし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十二條第四項及び第三十六條第三項の規定により、指定区間内の一級河川に關して指定都市が処理することとされている事務

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七號)の項第二号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

(電気事業法の一部改正)

第三條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十號)の一部を次のように改正する。

第三百三條第一項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長を加え、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長を加える。

(砂利採取法の一部改正)

第四條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四號)の一部を次のように改正する。

第十八條中「第九條第二項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第二十八條第二項中「第三十六條第三項」を「第三十六條第五項」に改め、「都道府県知事」の下に「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長を加える。

第三十五條中「都道府県知事」の下に「及び指定都市の長」を加える。